

## 京都府地方就職学生支援事業補助金交付要領施行細則

(趣旨)

第1条 東京圏の大学を卒業又は大学院を修了した学生の京都府内への移住を伴う就職を支援するため、京都府と市町村とが共同で作成した地域再生計画（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に規定する地域再生計画をいう。）に基づき市町村が国及び京都府と連携して実施する地方就職学生支援事業については、京都府地方就職学生支援事業補助金交付要領（以下「補助金交付要領」という。）に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

(用語)

第2条 この細則において使用する用語は、補助金交付要領において使用する用語の例による。

(京都府及び市町村の役割)

第3条 対象事業及び対象事業に対する補助金を交付する事業（以下「本事業」という。）の円滑な実施を図るため、京都府と市町村は次に掲げる事務を実施する。

(1) 京都府

- ア 本事業の全体の管理に関すること。
- イ 地域未来交付金に係る国との調整に関すること。

(2) 市町村

- ア 地方就職支援金の申請及び支給に関すること。
- イ 地方就職支援金の支給を受けた者の就業及び定住に係る状況確認に関すること。
- ウ 地方就職支援金の支給を受けた者への同支援金支給に係る債権の管理に関すること。

(地方就職支援金の申請・支給)

第4条 地方就職支援金の支給を受けようとする対象者は、申請書（参考様式1）、写真付きの身分証明書（提示により本人確認ができる書類）、移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書等）及び地方就職支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報が確認できるものに限る）に加え、京都府地方就職学生支援事業交付要領第2条第4号の要件を満たすことを証する書類として、以下の書類を市町村長に提出する。

(1) 交通費を申請する場合

就職活動に要した交通費に係る領収書、卒業・修了証明書及び就職先企業等による証明書（参考様式2）（新規採用者であること、就職先企業等からの対象経費の支給がないことが記載されているもの）、移住先地域を中心とした勤務の採用であることが確認できる書類（募集要項、雇用契約書等）

ただし、在学中に交通費を申請する者は、就職活動に要した交通費に係る領収書、在学証明書（卒業学年である確認がとれるもの）及び内定先企業による証明書（参考様式3）

(2) 移転費を申請する場合

移転費に係る領収書、卒業・修了証明書及び就職先企業等による証明書（参考様式2）（新規採用者であること、就職先企業等からの対象経費の支給がないことが記載されているもの）、移住先地域を中心とした勤務の採用であることが確認できる書類（募集要項、雇用契約書等）

- 2 申請期間は、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に就職活動等に係る交通費を申請する場合は、就業開始予定日前から1年以内であること。
- 3 交通費のみ、移転費のみ、交通費・移転費の両方の申請ができるものとする。
- 4 申請を受けた市町村長は、京都府地方就職学生支援事業補助金交付要領に定める要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書（参考様式4）を交付し、就職活動にかかる交通費は14,400円、移転費は108,000円を上限として地方就職支援金を支給するものとする。ただし、提出のあった領収書に記載のある金額が、それぞれの上限額を下回る場合、その記載額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を支給するものとする。

#### （地方就職支援金の返還）

第5条 市町村長は、前条第4項に規定する地方就職支援金の支給を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額の返還を命じることができる。ただし、やむを得ない事情があるものとして知事及び市町村長が認めた場合はこの限りではない。

ア 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

イ 在学中に交通費を申請した者が、申請をした日から1年以内に同支援金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

ウ 在学中に交通費を申請した者が、地方就職支援金の申請をした日から1年以内に申請先市町村に転入しなかった場合（申請時に既に申請先市町村に住民票がある場合を除く。）

エ 就業した日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（退職日から3月以内に補助金交付要領第2条第4号ウ及びエの要件を満たす京都府域の他の企業に就業する場合を除く。）

オ 転入日から1年以内に同支援金を受給した市町村から転出した場合

ただし、住民票を移さず転出していた者については、地方就職支援金の要件を満たす就業先への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内に同支援金を受給した市町村から転出した場合した市町村から転出した場合

#### （京都府への状況報告）

第6条 市町村長は、前2条に規定する事務を行った場合は、知事へ報告するものとする。

#### （協力）

第7条 知事と市町村長は、本事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

#### （雑則）

第8条 この細則に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。